

長野県内初 塩尻市特定居住促進計画を策定！

塩尻市は地方への人の流れの創出・拡大を目指し、二地域居住を積極的に促進し、人々の多様な生き方・働き方を応援していきます。

テレワークの普及や地方暮らしへの関心の高まり、東京一極集中の是正、さらには地域づくりの担い手となる人材の確保といった課題が顕在化する中、地方への人の流れを創出・拡大する手段として、二地域居住の促進がますます重要となっています。

これを受け、塩尻市は「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」(平成 19 年法律第 52 号)に基づき、長野県内では初めて「塩尻市特定居住促進計画」を策定しました。

この計画では、「住まい」、「なりわい」、そして「コミュニティ」という 3 つのテーマを切り口に、官民連携による積極的な施策を推進し、地方創生を目指していきます。

1 二地域居住とは

都市・地方間、地方部と別の地方部など、主な生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方です。コロナ禍を契機としてテレワークが普及したことや、地方における豊かな生活への関心が以前より高まったこともあり、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心として二地域居住などに対するニーズが高まっています。

2 塩尻市特定居住促進計画の主な内容

- (1)特定居住促進区域
- (2)基本的な方針、目標
- (3)特定居住拠点施設の整備内容
- (4)生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項
- (5)二地域居住の効果を一層高めるために必要な事業等

3 参考情報

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/7/50100.html>

(塩尻市ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/iju/2chiiki.html>

(塩尻市に重点地区を指定した長野県広域的地域活性化基盤整備計画)



担
当

塩尻市企画政策部企画課
塩尻市大門七番町3番3号
電話:(0263)52-0280
内線:1352(太田 貴也)